

2025年度 多子世帯の学生に対する大学の授業料等無償化 申請期間の再延長について

※既に「高等教育の修学支援新制度」の奨学生である方、当初申請期間（4/1～5/8）および延長申請期間（5/9～5/20）内に申請が完了されている方は、改めての申請等は不要です。
※申請期間の延長を希望する場合は、事前に学生支援課の窓口に出してください。本紙および【2025年度「高等教育の修学支援新制度」申込要領（6月募集）】（窓口で渡します）を最後まで熟読して所定の手続きを行ってください。

今年度より「高等教育の修学支援新制度」の一環として、新たに多子世帯を対象とした経済支援制度が新設されました。

日本学生支援機構の定める要件（※）に該当する場合（学生本人が3人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている場合）、収入の多寡を問わず、入学料および授業料が全額免除となります。

5月8日（木）の締切後、期間内に申請手続きを行えなかった者（従来の低所得者層を対象とした貸与奨学金を含む。）に対し、特段の措置として今年度に限り、5月20日（火）まで申請期間を延長したところですが、文部科学省の要請に基づき、6月に再度申請を受け付けます。なお、申請期限となる6月30日（月）は本学のみならず、「高等教育の修学支援新制度」の対象となる確認大学等全てで共通であり、7月の申請は一切できません（申請システム等も使えなくなります）ので、対象となる方は必ずこの機会に申請してください。期限を過ぎた場合、9月以降の二次採用に申請することは出来ませんが、入学料・前期分の授業料および4月から9月分の給付奨学金は支援されません。

6月募集分に申請した者については、入学料および前期授業料の納入が必要です。

「高等教育の修学支援新制度」での採用決定後、返還されることとなりますので、予めご了承ください。
なお、別途返還に関する手続きが必要です。対象者には後日、メールでご連絡いたしますので、連絡を見逃さないようにしてください。

（注）本制度における「子等」は、申込日における人数ではなく、確定済の課税情報（2025年春募集においては2023年1月1日～2023年12月31日の課税情報）により確認された人数になります。きょうだいの就職・離職、生計維持者の離婚・再婚等により「子等」の人数に変化があった場合、発生日によって多子世帯の認定可否がかわりますので、詳しい要件を文部科学省・日本学生支援機構のウェブサイトや奨学生案内で必ず確認してください。

なお、2024年1月1日以降、生計維持者に「実子」が生まれた場合は、届出をすることで「子等」に加えることが出来ます。出生証明書等、必要な書類を案内しますので学生支援課窓口で申し出てください。

（※）家計基準については、（文部科学省ウェブサイト）高等教育の修学支援新制度 特設ページを、学力基準については、申込要領にてご確認ください。

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

申込期日

2025年6月30日（月）（厳守）

- 学生支援課窓口の開室時間は8:30～17:15（土日祝除く）までです。配布書類5．「奨学金確認書兼地方税同意書」は指定の封筒で日本学生支援機構へ送付（6月30日必着）してください。
- 申込期日は3．スカラネット入力下書き用紙の窓口提出だけではなく、インターネット（スカラネット）入力および奨学金確認書兼地方税同意書を日本学生支援機構郵送（到着）するところまで完了させる期限です。下書き様式の提出後、期日までにスカラネット入力がない場合や奨学金確認書兼地方税同意書が日本学生支援機構に届いていない場合、申請は無効になります。

提出書類

- ・窓口で渡す「2025年度「高等教育の修学支援新制度」 申込要領」を確認し、必要な書類を揃えてください。

注意事項

※必ずご確認ください。

- ・再延長後の期日は全国共通です。期日後はいかなる理由でも申請できません。

申請が間に合わない場合は9月申込開始予定の二次採用にて申請してください。二次採用での申込みの場合、採用年月は2025年10月となり、前期分の授業料免除等（2025年4月入学者は入学金の免除も含む）を受けることはできません。

- ・「高等教育の修学支援新制度」の申請主体は支援の対象となる学生本人です。

手続きは必ず学生本人が行ってください。（本申請は希望内容によっては貸与奨学金（＝借金）を受けることも可能ですが、その返済義務は学生本人にあります。知らないまま返済義務のある奨学金を申込むことがないように、学生本人以外の手続きは受け付けられません。）

採用後も手続きがありますが、その連絡は全て学生本人に行います。保護者（生計維持者）の方には直接個別に連絡することはありません。

書類提出先・問合せ先

※問い合わせは必ず学生本人が行ってください。

保護者（生計維持者）からの問い合わせには回答いたしません。

一橋大学 学生支援課 奨学事業係 JASSO新制度担当

（国立西キャンパス本館1階） ※窓口は月～金（祝日を除く）8:30～17:15

〒186-8601 東京都国立市中2-1

E-mail : scholarship@ad.hit-u.ac.jp

奨学金その他経済支援に関わる連絡は、大学 Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）宛に行います。学生本人以外には連絡をしません。

- メールを定期的に確認する・普段使用するアドレスに転送する設定を行うなど、重要な連絡を見逃さないようにしてください。必要に応じて、各自で生計維持者と情報を共有してください。学生支援課が保護者（生計維持者）の方に個別で直接連絡をすることはありません。
- 不備があったときに連絡することもあります。緊急時はこちらで把握している携帯番号にかけることもありますので、着信に応答する、不在着信時は折り返し連絡する等、対応してください。
- 大学が指定した期日までに連絡が取れない場合、審査対象外となることや奨学金停止等の不利益が生じることがあります。連絡を見落としたことを理由として救済はおこないません。